

奈良公共職業安定所における文書の紛失について

奈良労働局（局長 橋口 忠）は、奈良公共職業安定所（以下「奈良所」という。）において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 事案概要

奈良所において、A事業所のトライアル雇用助成金支給申請に係る書類一式（以下「申請書等」という。）を求人・企画部門執務室内にて紛失するという事案が発生した。

申請書等には、トライアル雇用対象者の氏名、生年月日、雇用保険被保険者番号、賃金、出勤状況、口座番号等の個人情報が記載されていた。

2 事実経過

（1）令和5年5月31日、奈良所求人・企画部門において、職員Xが事業所Aの申請書等を社会保険労務士Bから受理した。

職員Xは、提出書類の内容等を確認した上で、封付きのクリアケースに入れ、決裁を受けるため職員Yへ渡した。

（2）7月25日、職員Xは、部門の上長である職員Zに5月31日に受理した事業所Aの申請書等に係る処理状況を確認したところ、職員Zは申請書等の決裁を行った記憶がなく、所長を含む他の職員数名も決裁書類を見た記憶がないことが判明した。

これを受けて職員Zは、職員Yに申請書に係る書類の所在を確認したところ、記憶が定かではないとのことであったため、奈良所職員により職員Xおよび職員Yの事務机周辺をはじめ求人・企画部門執務室内を隈なく搜索するが、申請書一式は見つからなかった。加えて、廃棄書類置場や他の部署も搜索するが見つからなかった。

（3）7月28日、職員X及び職員Yへあらためて事情聴取を行うが、共に記憶が定かでない書類発見に至らなかった。

（4）同日、事業所A及び社会保険労務士Bに状況説明及び謝罪を行い、了解を得たうえで改めて申請書を再提出していただき支給処理を進めた。

（5）以降現在まで、当該執務室内及び奈良所内を隈なく搜索しているが申請書発見に至っていない。なお、関係部署の全職員に聴取したところ、執務室外へ決裁書類を持ち出すことはなく、持ち出した記憶もないとのことだった。

また、今回対応した窓口カウンターは、アクリル板を設置しているため第三者が悪意を持って入手する可能性は極めて低く、受理担当以降の決裁者は、窓口後方の事務機で行うため、外部に流出したものは無いと考えられる。

3 発生の原因

申請書を受理した場合は、申請書受付簿に記載した上で、所定の場所に保管する取扱となっているが、そのような基本動作が徹底されておらず、処理中の申請書の進捗管理も不十分であったこと。

4 再発防止策

(1) 奈良所における再発防止策

- ① 令和5年7月25日、所幹部職員に対し、所長より事案発生の状況と再発防止について指示した。
- ② 令和5年8月1日、所長から全職員に対し、事案説明と基本業務の徹底を指示した。
- ③ 申請書受理の際の受付手順を徹底するとともに、受付から支給までの進捗管理を徹底する。
- ④ 令和5年8月10日、全職員に対する個人情報取扱い事務の研修を実施し、③の取扱いを含め個人情報の漏えい防止に係る基本動作の徹底を図る。

(2) 奈良労働局における再発防止策

- ① 令和5年7月31日、職業安定部長から各公共職業安定所長に対して、事案概要の説明及び適正な事務処理の徹底と再発防止について指示を行った。
- ② 同日、労働局法令遵守委員会を開催し、各委員に対して当該事案の説明を行い、個人情報保護の一層の取組について確認した。
- ③ 8月中に、職業安定監察官が各公共職業安定所を訪問し個人情報の取扱いについて緊急点検を実施する。

【照会先】

奈良労働局職業安定部
職業安定課長 岩脇 辰行
職業安定課長補佐 田川 昭久
電話：0742 - 32 - 0208（内線361）